

集合住宅におけるサービス提供について(案)

前回（第102回介護給付費分科会）の議論における主な意見について

- 平成26年度診療報酬改定において、保険医療機関等が事業者等に対して金品を提供し、患者を誘引することを禁止する規定が設けられたが、介護保険制度では居宅サービスを受ける前提として、居宅支援事業者が必要なサービスプランを位置づける仕組みとなっている。また、ケアマネジャーは、利用者紹介に係る利益の供与・収受は禁止されており、介護保険は医療保険と事情が異なるのではないか。
- 訪問系サービス（居宅療養管理指導を除く）については、事業所と同一建物に居住する一定数以上の利用者に対して、移動等の労力が軽減されることから減算を行っているが、事業所と同一建物以外の集合住宅に居住する利用者も移動等の労力が軽減されることから、事業所と同一建物に限定すべきではないのではないか。通所系サービスについても、事業所と同一建物以外でも、送迎が発生しない場合があることから、事業所と同一建物に限定すべきではないのではないか。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスについては、事業所と同一建物に居住する利用者への減算の仕組みがないが、減算の仕組みを導入すべきではないか。
- 小規模多機能型居宅介護については、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの集合住宅に併設された事業所とそれ以外の事業所とではサービスの提供状況が異なることを踏まえ、減算という形ではなく、別の基本報酬により整理することが必要ではないか。

論点1 集合住宅に居住する利用者への訪問系サービス等の評価の見直し

- ① 事業所と同一建物の集合住宅に居住する利用者に訪問系サービスを提供した場合の報酬の減算の要件を見直してはどうか。
- ② 事業所と同一建物以外の集合住宅に居住する利用者に訪問系サービスを提供した場合にも報酬を減額することとしてはどうか。
- ③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、集合住宅の居住者が利用した場合にも減算の仕組みを導入することとしてはどうか。

対応案

(訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護)

- ・ 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、旧高齢者専用賃貸住宅に限る)に居住する利用者に対して訪問する場合は、当該建物に居住する人数に関わらず、その利用者に対する報酬を10%減算する。
- ・ 上記以外の範囲に所在する建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、旧高齢者専用賃貸住宅に限る)に居住する利用者に対して訪問する場合は、当該建物に居住する利用者が1月あたり20人以上の場合、その利用者に対する報酬を10%減算する。

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

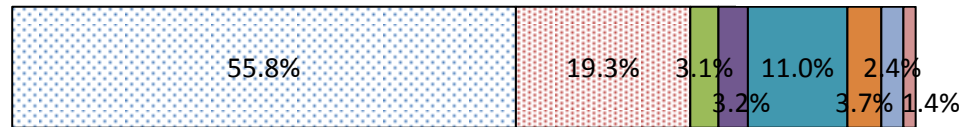
- ・ 集合住宅に居住する利用者に対する報酬の減算の仕組みを新たに設ける。
- ・ 具体的には、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、旧高齢者専用賃貸住宅に限る)に居住する利用者に対して提供する場合は、当該建物に居住する人数に関わらず、その利用者に対する報酬を1月あたり〇単位減算する。

訪問介護の同一建物減算の状況について①

- 訪問介護利用者のうち、サービス付き高齢者向け住宅等（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、旧高齢者専用賃貸住宅）の居住者は23.6%である。
- 同一建物減算の適用を受けた訪問介護事業所と同一建物は、有料老人ホーム(56.5%)が最も多く、次いでサービス付き高齢者向け住宅(18.1%)である。
- 同一建物減算が適用された事業所は、平成26年5月審査分において551事業所(全体の1.7%)である。

訪問介護利用者の居住する建物

(n=15,524)

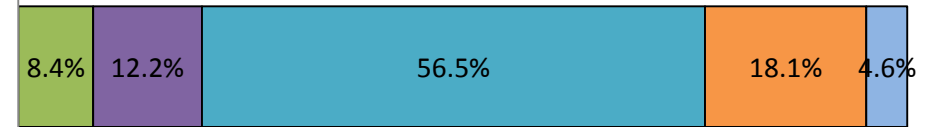


0% 20% 40% 60% 80% 100%

- 戸建住宅
- 養護老人ホーム
- 有料老人ホーム
- 旧高齢者専用賃貸住宅
- 集合住宅(アパート、マンション等)
- 軽費老人ホーム
- サービス付き高齢者向け住宅
- その他

同一建物減算が適用された建物

(n=237)



0% 20% 40% 60% 80% 100%

- 養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 有料老人ホーム
- サービス付き高齢者向け住宅
- 旧高齢者専用賃貸住宅

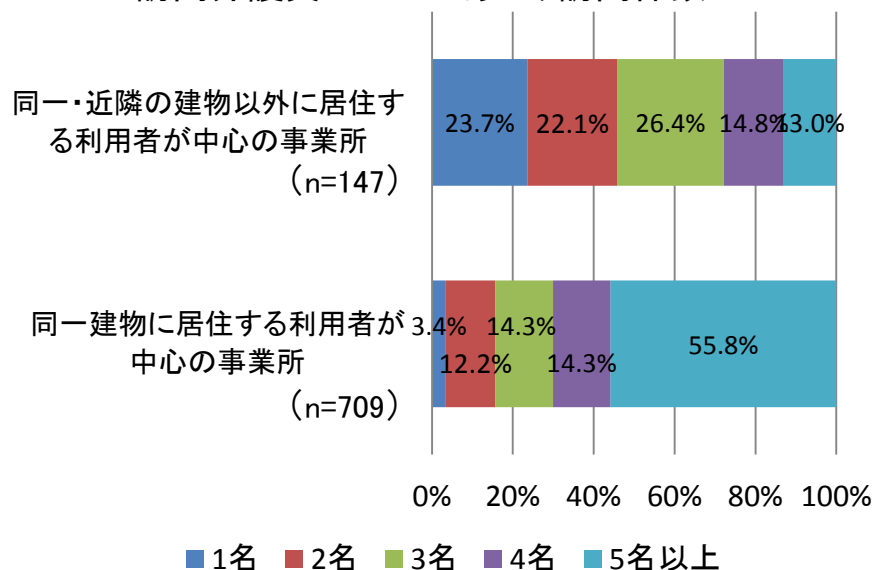
同一建物減算の算定状況

	平成24年5月審査分	平成25年5月審査分	平成26年5月審査分
請求事業所数	560	486	551
単位数	175,730千単位	174,392千単位	201,386千単位

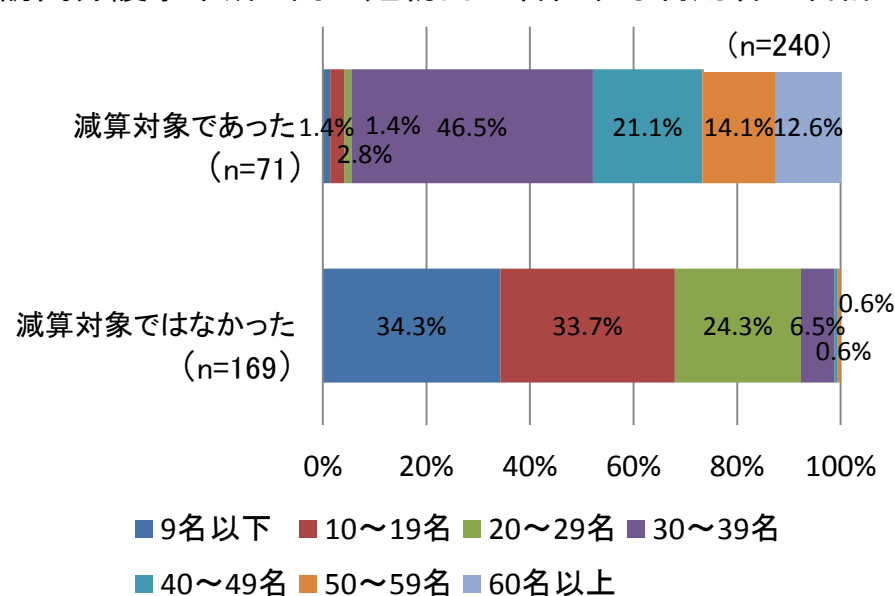
訪問介護の同一建物減算の状況について②

- 訪問介護員一人1日あたりの訪問件数は、「同一建物以外に居住する利用者が中心の事業所」では3名以下が約7割に対し、「同一建物に居住する利用者が中心の事業所」では5名以上が5割以上である。
- 事業所と集合住宅が同一建物にあるもののうち、「減算対象ではなかった」訪問介護事業所について、当該同一建物内に居住する利用者数は、「10～19名」が33.7%、「20～29名」が24.3%であった。
- 事業所から利用者宅までの平均移動時間(片道)は、「事業所と隣接、同一敷地内又は道路を挟んで近隣にある建物」の利用者の場合、その他の地域の利用者に対する場合と比べて、移動時間が短い。

訪問介護員一人1日あたり訪問件数



訪問介護事業所と同一建物内に居住する利用者の合計



訪問介護員一人1日あたり訪問件数(同一建物減算適用の有無別)

事業所の区分	訪問件数
同一建物減算の適用事業所	5. 6件
同一建物減算の非適用事業所	3. 5件

事業所から利用者宅への最短・最長の移動時間(利用者の居所別)

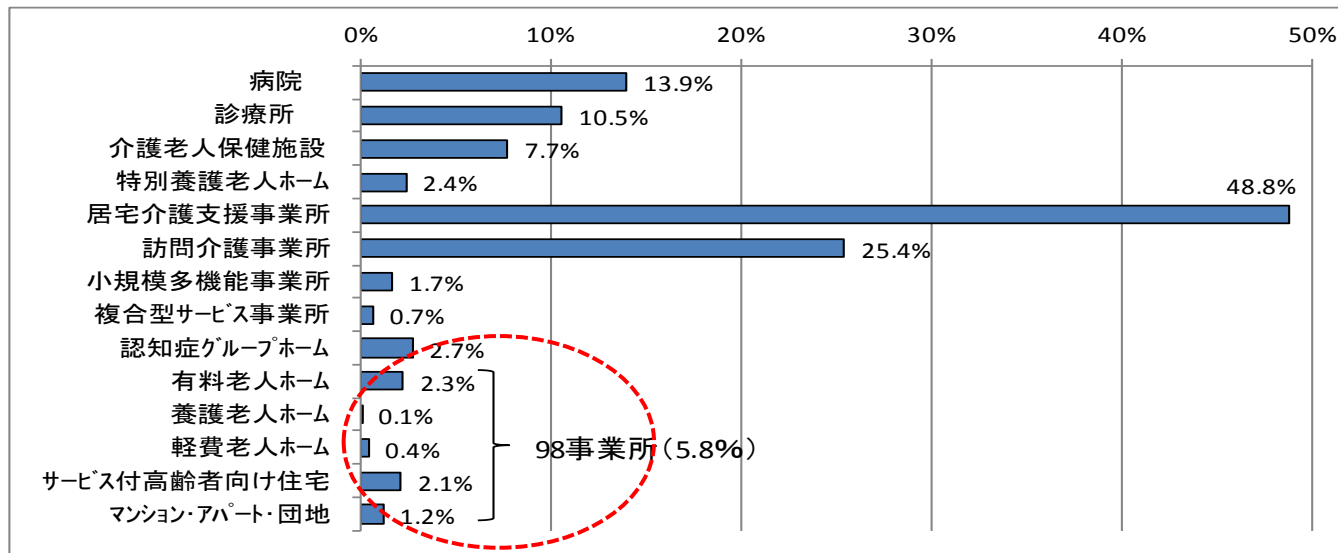
事業所の区分	最短	最長
事業所と隣接、同一敷地内又は道路を挟んで近隣にある建物	2.9分	5.3分
上記以外の地域にある戸建て住宅	5.8分	28.4分

訪問看護ステーションの同一建物減算の状況について

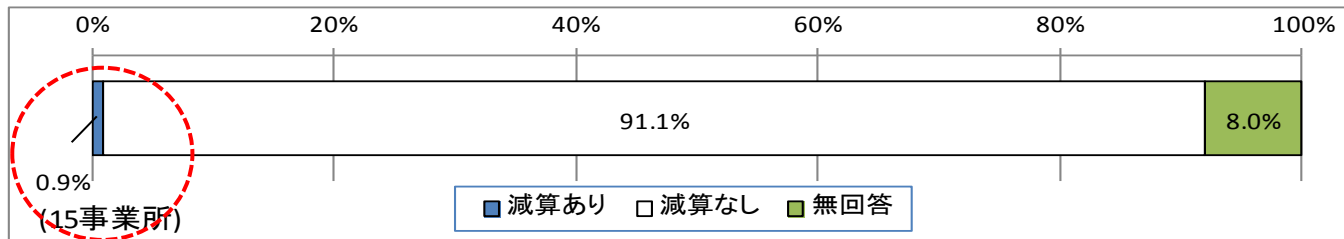
平成26年6月11日
介護給付費分科会資料より抜粋

- 「有料老人ホーム」「養護老人ホーム」「軽費老人ホーム」「サービス付高齢者向け住宅」「マンション・アパート・団地」のいずれかの集合住宅が同一建物内にある事業所(集合住宅併設)は98事業所で、全体の5.8%である。
- 介護保険で、同一建物に居住する利用者への訪問による減算があった事業者は15事業所(0.9%)である。

[ステーションと同一建物内にある施設・事業所等(n=1,679)]



[同一建物居住の利用者への訪問による減算の有無(n=1,679)]

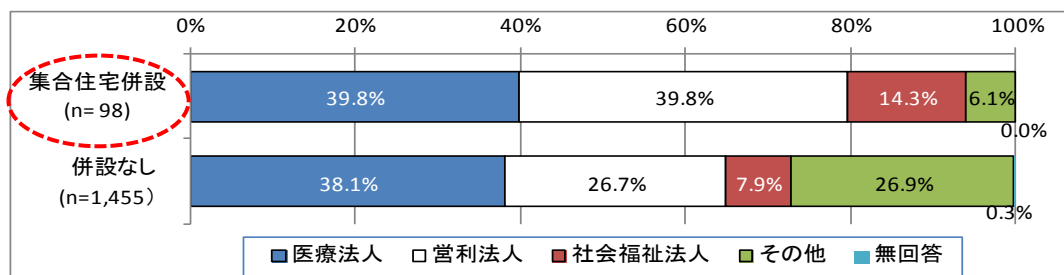


集合住宅を併設する訪問看護ステーションの特徴について

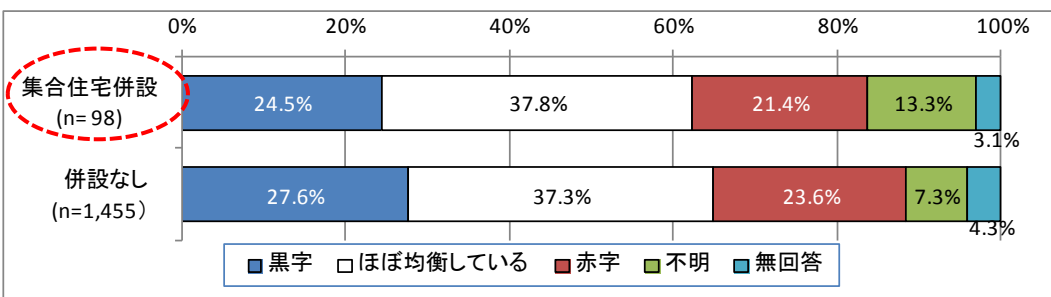
平成26年6月11日
介護給付費分科会資料より抜粋

- 集合住宅併設では、「医療法人」「営利法人」がそれぞれ39.8%であった。「社会福祉法人」が14.3%で、これら以外の法人では集合住宅併設はほとんどなかった。
- 集合住宅併設の場合、同一開設主体が「訪問介護事業所」を運営している場合が73.5%にのぼった。
- 集合住宅の併設有無により、経営状況には特に差は認められなかった。

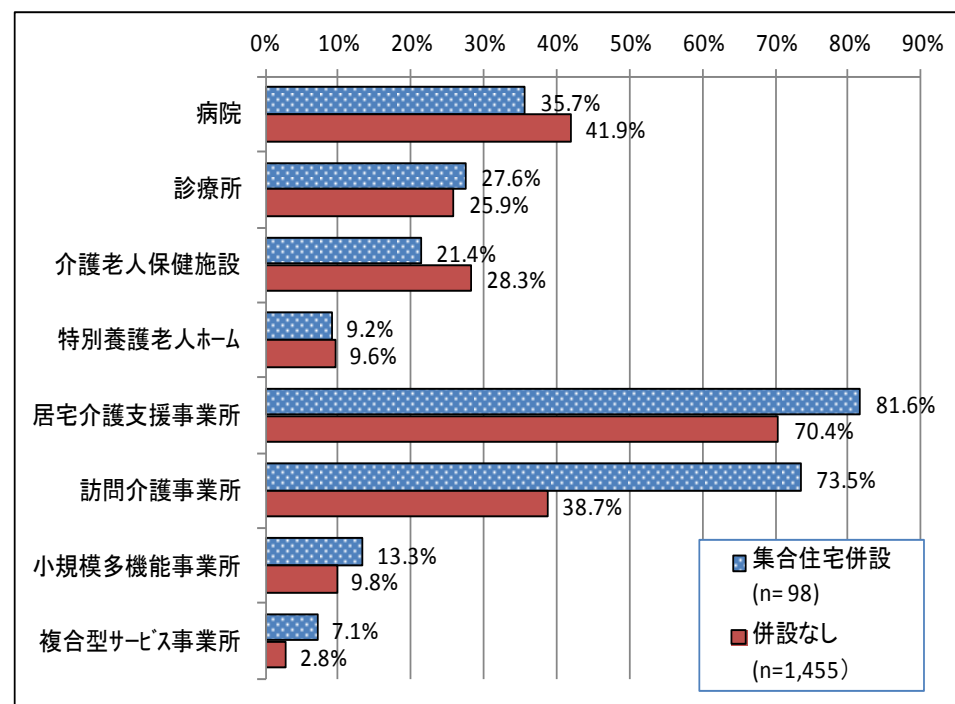
[開設主体の法人種類]



[経営状況]



[同一開設主体の運営施設・事業所(複数回答)]



地域展開型と集合住宅型のサービスの状況について①（定期巡回随時対応サービス）

平成26年6月11日
介護給付費分科会資料より抜粋

- 一人一日当たりの平均定期訪問回数は、「地域展開」事業所が2.1回、「集合住宅」事業所が5.7回となっている。
- 随時対応について、一人一か月あたりの平均コール回数をみると、「地域展開」事業所は6.6回、「集合住宅」事業所は38.4回と差がみられる。また、コール件数に対する訪問対応の割合をみると、「集合住宅」事業所は9割以上が訪問対応をおこなっている。
- 総訪問時間を比較すると、要介護1、3、4では差が見られるが、要介護5の定期訪問では差が見られない。なお、1回当たりの提供時間は、「地域展開」事業所が平均27.8分、「集合住宅」事業所が13.3分となっている。

【定期訪問】要介護度別平均訪問回数（一人・一日当たり）

	全体	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
全体(n=133)	2.9	2.0	2.6	3.3	3.7	4.1
地域展開(n=79)	2.1	1.3	1.8	2.3	2.7	3.0
地域＋集住(n=25)	3.1	1.8	2.9	3.7	3.7	4.3
集合住宅(n=23)	5.7	4.8	5.0	5.6	6.7	6.7

【定期訪問】要介護度別平均総訪問時間（分）（一人・一日当たり）

	全体	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
全体(n=616)	79.5	47.3	62.7	80.8	99.6	112.2
地域展開(n=304)	74.9	32.5	61.8	79.7	97.1	111.1
地域＋集住(n=129)	78.6	55.8	59.4	69.0	91.9	116.7
集合住宅(n=143)	86.2	55.0	63.5	94.6	112.0	103.6

【随時対応】時間帯別平均コール回数（一人・一か月当たり）

	全体	早朝 (6-8)	日中 (8-18)	夜間 (18-22)	深夜 (22-6)
全体(n=126)	11.9	1.6	4.7	3.3	4.2
地域展開(n=76)	6.6	1.9	3.1	1.7	1.6
地域＋集住(n=23)	5.2	0.3	2.2	1.6	1.7
集合住宅(n=22)	38.4	0.9	13.8	11.0	15.6

要介護度別平均ケア提供時間（一回当たり）

	全体	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
全体(n=616)	19.6	16.6	18.9	19.3	20.6	21.1
地域展開(n=304)	27.8	24.5	28.4	26.4	27.9	29.9
地域＋集住(n=129)	20.1	23.7	18.5	16.7	20.7	22.3
集合住宅(n=143)	13.3	10.8	11.8	13.8	14.5	14.6

【随時訪問】訪問対応をおこなった割合（％）

	全体	早朝 (6-8)	日中 (8-18)	夜間 (18-22)	深夜 (22-6)
全体(n=124)	73.9	48.1	73.9	80.3	75.6
地域展開(n=74)	46.5	27.3	43.1	52.8	62.9
地域＋集住(n=24)	60.1	52.7	64.2	57.2	60.0
集合住宅(n=21)	93.7	83.4	97.2	99.2	79.6

※上記2つの表は利用者票より

※上記3つの表は事業所票より

地域展開型と集合住宅型のサービスの状況について②（定期巡回随時対応サービス）

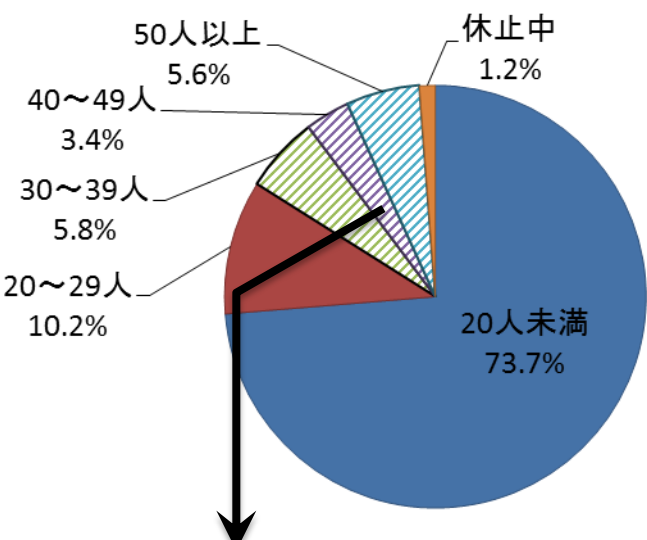
平成26年6月11日
介護給付費分科会資料より抜粋

- 定期訪問をおこなう職員一人当たりの総移動時間（事業所間平均）をみると、「地域展開」事業所は105.8分、「地域＋集住」事業所は116.7分、「集合住宅」事業所は85.0分となっているが、「集合住宅」事業所の一人一日当たりの平均移動時間の分布をみると、一日1時間未満の事業所が4割を占めており、「地域展開」の8.6%と比較し、差がみられる。
- また、「地域展開」について、実際のサービスエリアの規模別にみると、「5km²未満」では一日1時間未満の割合が22.2%と他の区分と比べ高く、「50km²以上」では一日2時間以上の割合が62.5%を占める。

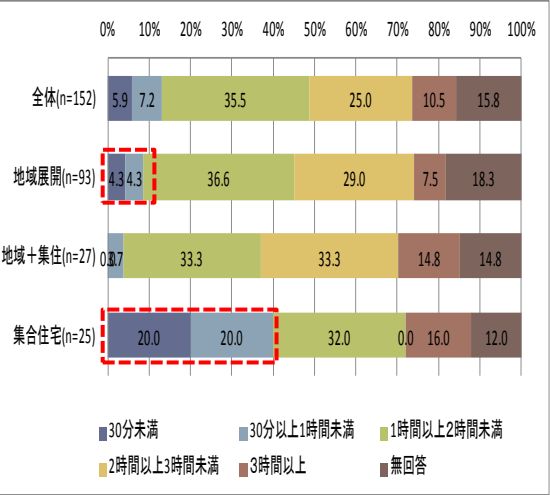
〔平均移動時間（一人・一日当たり）〕

全体	地域展開	地域＋集住	集合住宅
104.1分	105.8分	116.7分	85.0分

〔利用者数（平成26年6月）〕

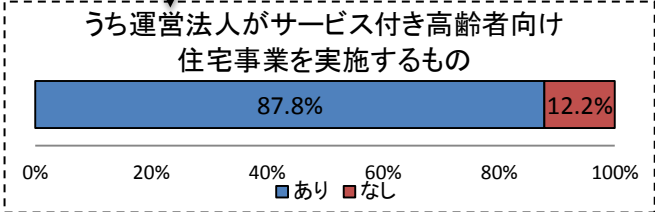
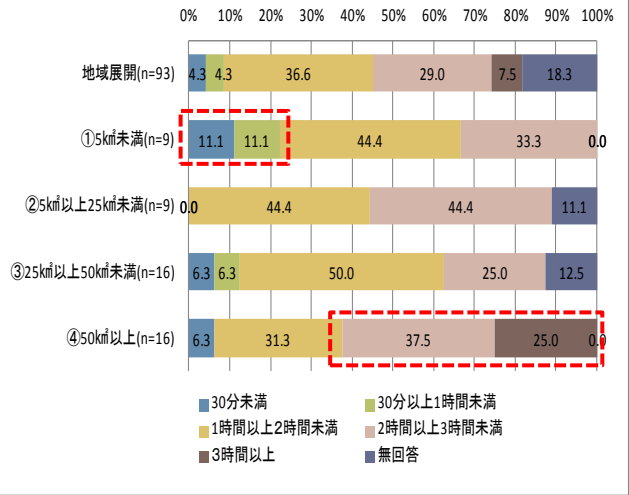


〔平均移動時間（一人・一日当たり）の分布〕



〔地域展開〕

実際のサービスエリア別にみた平均移動時間（一人・一日当たり）



※必ずしも定期巡回・随時対応サービス事業所と同一建物に事業所を設置するものではない。

【出典】(左) 老健局振興課調べ
(右) 平成24年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(平成25年度調査)「集合住宅における定期巡回・随時対応サービスの提供状況に関する調査研究事業」

論点2 通所系サービスにおいて送迎がない場合の評価の見直し

利用者が自ら事業所に通う場合（家族等が送迎を実施する場合も含む）や事業所において送迎を実施していない場合にも、その利用者に対する報酬を減算してはどうか。

対応案

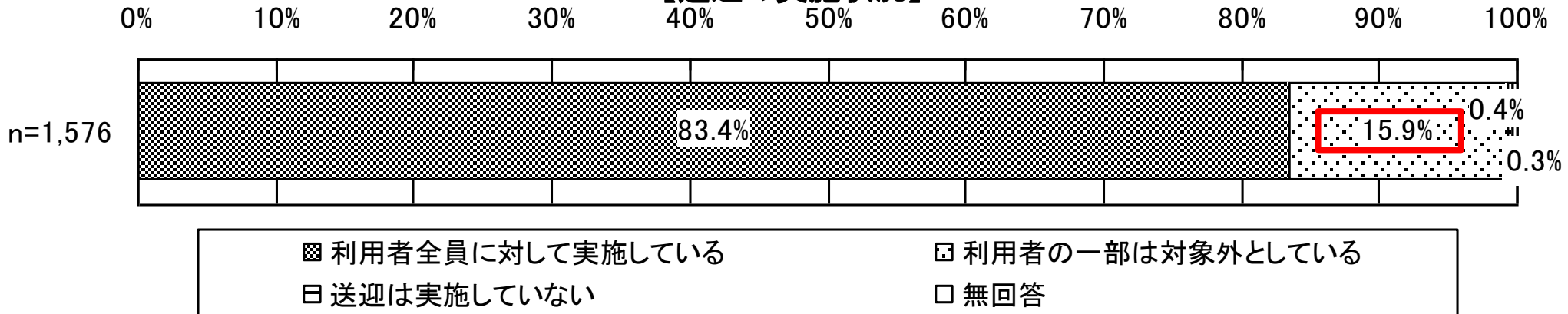
（通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護）

- 送迎を行っていない場合（利用者が自ら通う場合、家族等が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施していない場合）は減算の対象とする。

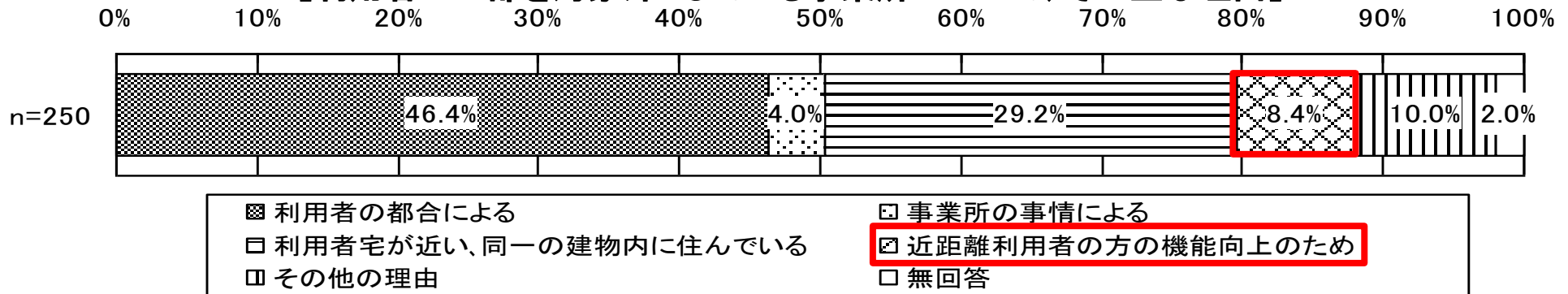
通所介護の送迎の実施状況

- 通所介護における送迎の実施状況をみると、「利用者の一部は対象外としている」事業所は15.9%、「送迎は実施していない」事業所は0.4%である。
- 利用者の一部を対象外としている事業所について、その理由としては、「近距離利用者の方の機能向上のため」が8.4%である。

【送迎の実施状況】

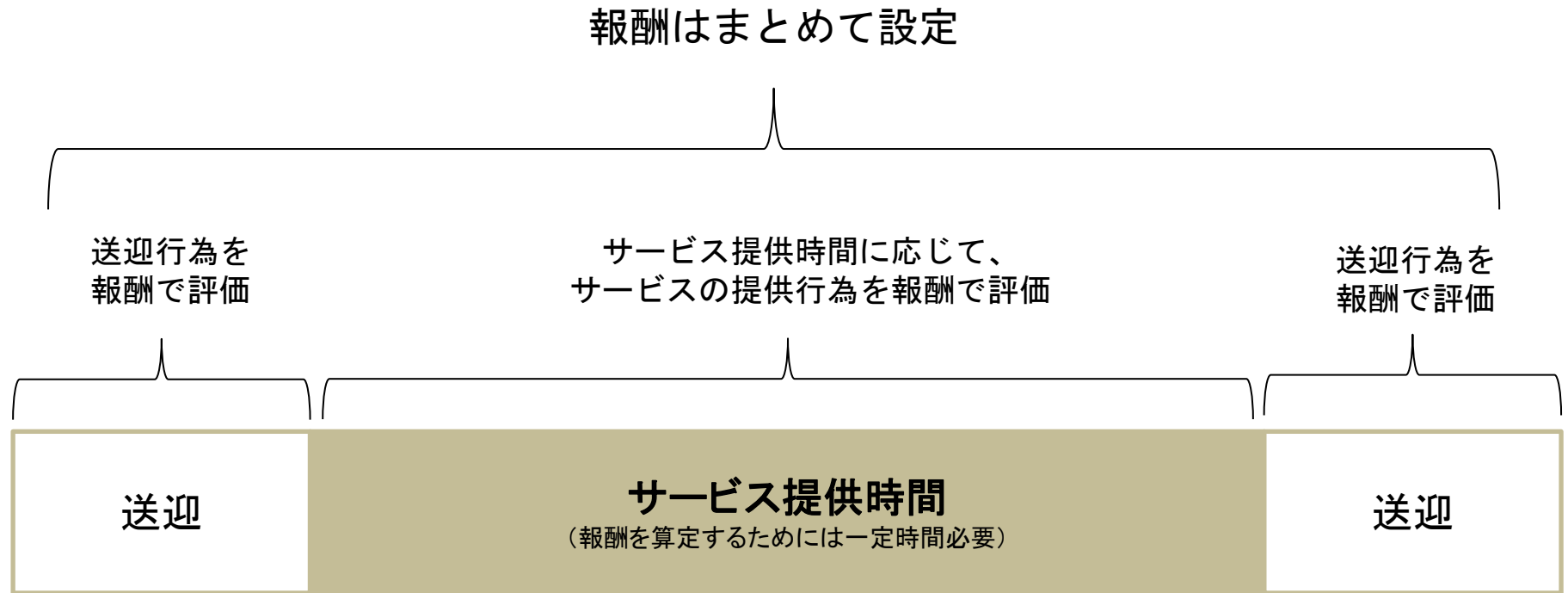


【利用者の一部を対象外としている事業所について、その主な理由】



通所系サービスの報酬における送迎の取り扱い

- 通所系サービスの報酬には、サービスの提供に対する報酬と送迎に対する報酬が含まれている。



(参考)

平成17年度までは、事業所が送迎を行った場合、片道47単位を加算。平成18年度の報酬改定において、9割の事業所が送迎を実施していたことから、基本報酬に包括化されている。

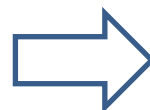
(参考) 小規模多機能型居宅介護、複合型サービスの評価の見直し

平成26年10月22日
第111回介護給付費分科会にて審議

(報酬構造イメージ)

【現行】

小規模多機能型居宅 介護費(複合型サービス費)	要介護1
	要介護2
	要介護3
	要介護4
	要介護5



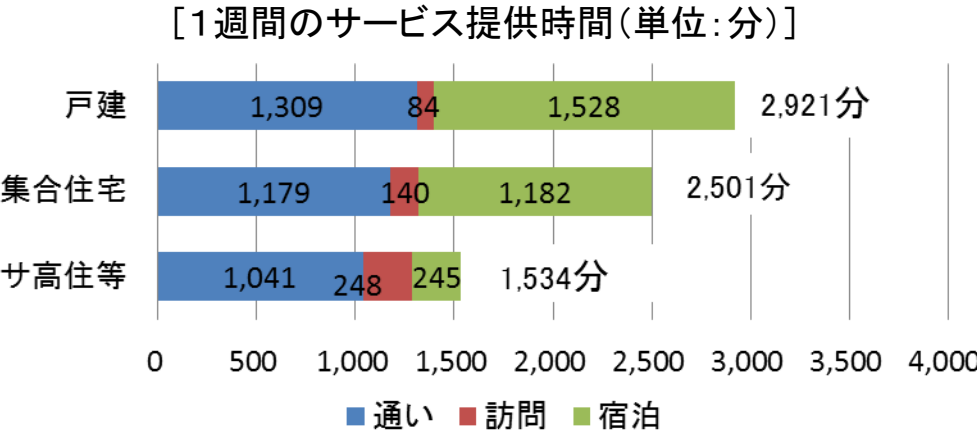
【改定案】

小規模多機能型居宅 介護費(Ⅰ)(複合型 サービス費(Ⅰ)) 同一建物以外の居住 者に対して行う場合	要介護1
	要介護2
	要介護3
	要介護4
	要介護5
小規模多機能型居宅 介護費(Ⅱ)(複合型 サービス費(Ⅱ)) 同一建物居住者に対し て行う場合	要介護1
	要介護2
	要介護3
	要介護4
	要介護5

(参考) 集合住宅におけるサービス提供状況（小規模多機能型居宅介護）

平成26年10月22日
介護給付費分科会資料より抜粋

- 1週間におけるサービスの提供時間は、戸建ての利用者で2,921分、サ高住等で1,534分だった。
- 利用者1人あたり、平均的なサービス提供回数は、1カ月(平成25年11月)で、通いは平均は17.0回、訪問は10.5回、宿泊は7.3回だった。
- 住居が有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、旧高齢者専用賃貸住宅では、「訪問」の提供回数が多く、「宿泊」の提供回数は少なく、戸建とは異なる傾向がみられた。



[住居の形態別 通い・訪問・宿泊回数(1人あたり平均)(単位:回)]

	通い回数		訪問回数		宿泊回数	
	件数	平均	件数	平均	件数	平均
全体	35,737	17.0	33,912	10.5	34,047	7.3
戸建	27,456	17.2	25,874	6.3	26,335	7.7
集合住宅	4,007	16.5	3,845	12.9	3,742	5.5
有料老人ホーム	982	14.1	1,011	52.0	878	1.0
サービス付き高齢者向け住宅	1,571	14.4	1,523	36.5	1,443	0.8
旧高齢者専用賃貸住宅	470	13.5	473	50.2	433	0.8

[同一建物減算の算定状況]
(各年5月審査分)

	平成24年	平成25年	平成26年
請求事業所数	28	22	29
単位数	7,233,931	5,832,061	6,604,270

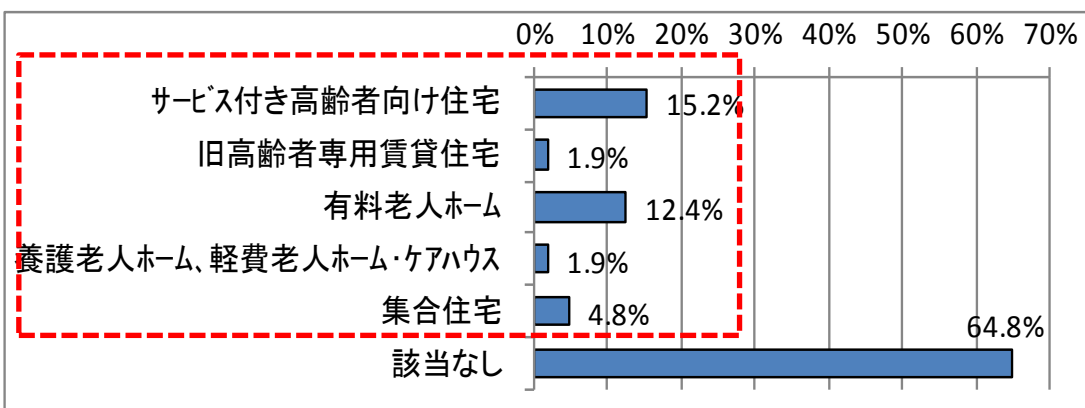
【出典】平成24年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(平成25年度調査)「集合住宅における小規模多機能型居宅介護の提供状況に関する調査研究事業」

(参考) 複合型サービス事業所と同一建物居住者へのサービス提供実態①

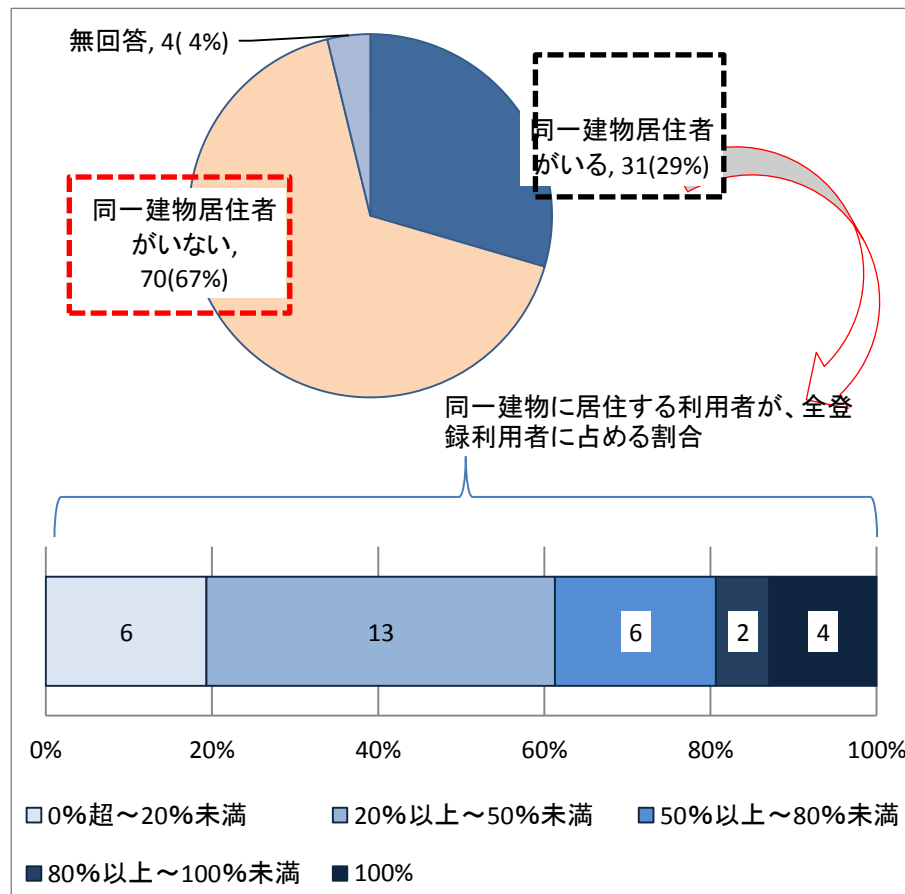
平成26年10月22日
介護給付費分科会資料より抜粋

- 平成26年6月1日時点で開設している複合型サービス事業所151か所のうち105か所からの回答によると、
- 複合型サービス事業所のうち、同一建物内に何らかの住まいがある事業所は35.2%であり、内訳は、「サービス付き高齢者向け住宅」が15.2%、「有料老人ホーム」が12.4%であった(複数回答)。
 - 複合型サービスの登録利用者のうち、事業所と同一建物に居住している利用者は15.4%であった。
 - 複合型サービス105事業所のうち同一建物に居住する利用者がいない事業所は70か所あった。

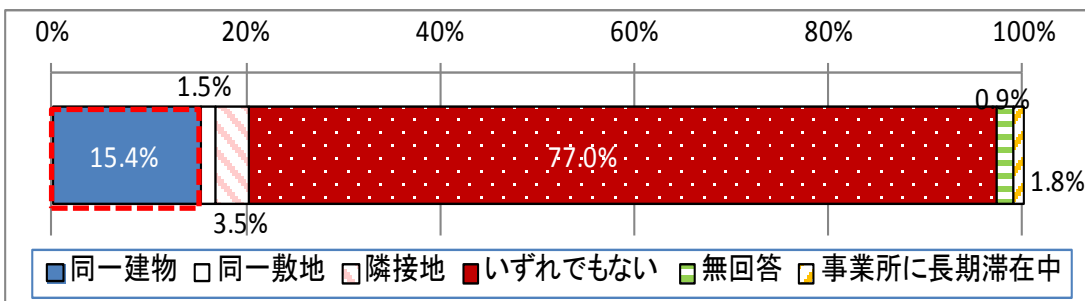
【複合型サービスと同一建物内にある住まい(複数回答)(n=105)】



【事業所と同一建物に居住する利用者の有無(n=105)】



【利用者の住まいと事業所の位置関係(n=1,563)】



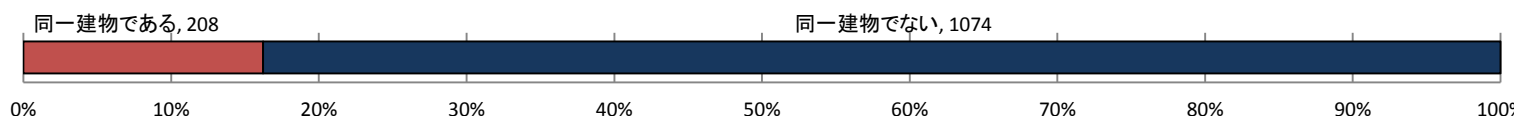
※ 「いずれでもない」は、住まいが複合型サービス事業所と「同一建物」「同一敷地」「隣接地」のいずれでもないことを指す。

(参考) 複合型サービス事業所と同一建物居住者へのサービス提供実態②

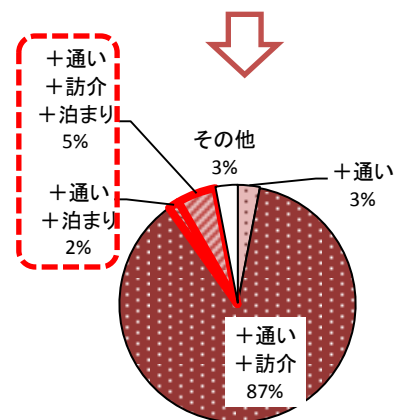
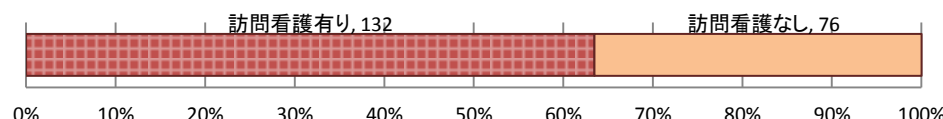
平成26年10月22日
介護給付費分科会資料より抜粋

- 平成26年6月1日時点で開設している複合型サービス事業所151か所のうち105か所からの回答によると、
- 同一建物に居住する利用者は、同一建物以外の利用者に比べて、訪問看護の提供有の割合が多い。
 - 同一建物に居住する利用者は、泊まりを含めたパターンによるサービス利用が少なく1割程度である一方で、「通い＋訪問(看護・介護)」パターンが8割を超える。
 - 同一建物に居住していない利用者は、泊まりを含めたパターンによるサービス利用が5割程度あり、また、その他のパターンにも偏在傾向はなく、様々な組み合わせによりサービス利用している。

利用者の住まいと事業所が同一建物か(n=1282)

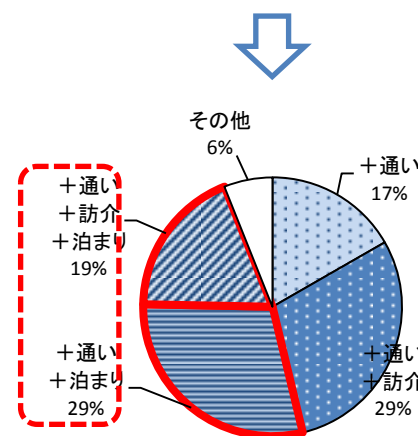
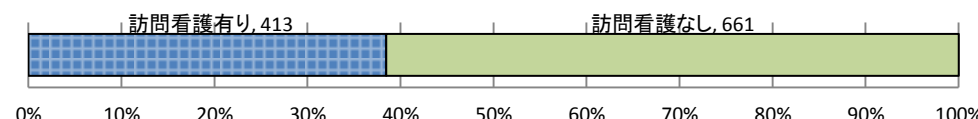


同一建物に居住する利用者について、訪問看護サービスの提供の有無(平成26年6月中)(n=208)

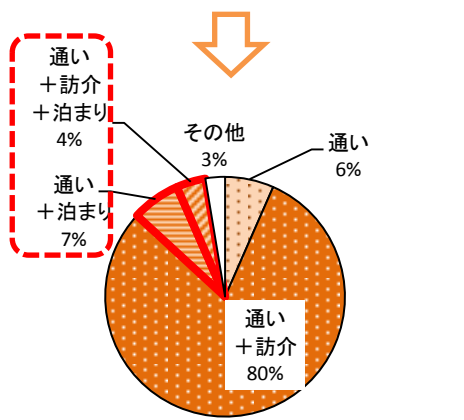


訪問看護有りの場合、サービスの利用パターン(n=132)

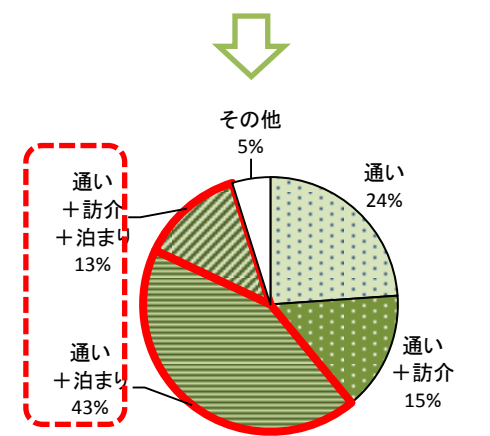
同一建物に居住していない利用者について、訪問看護サービスの提供の有無(平成26年6月中)(n=1,074)



訪問看護有りの場合、サービスの利用パターン(n=413)



訪問看護無しの場合、サービスの利用パターン(n=76)



訪問看護無しの場合、サービスの利用パターン(n=661)

集合住宅へのサービス提供の場合の減算（見直し案）

	減算の内容	算定要件	備考
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 夜間対応型訪問介護	10%減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、旧高齢者専用賃貸住宅に限る）に居住する者 ②上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）	—
定期巡回・随時対応サービス	○単位/月 減算	・事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、旧高齢者専用賃貸住宅に限る）に居住する者	—
居宅療養管理指導	医師：503 → ○単位 等	・同一建物居住者。具体的には以下の利用者 ①養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居・入所している複数の利用者 ②小規模多機能型居宅介護（宿泊サービス）、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス（宿泊サービス）などのサービスを受けている複数の利用者	・同一日に2人以上の利用者を訪問する場合
通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護	○単位/日 減算	・事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から事業所に通う者 ※ 事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が介護事業者と異なる場合であっても該当する。 ・事業所が送迎を行ってない者	・やむを得ず送迎が必要と認められる利用者の送迎は減算しない
小規模多機能型居宅介護 複合型サービス	(別報酬体系)	・事業所と同一建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、旧高専賃に限る）に居住する者	・利用者の居所（事業所と同一建物に居住するか否か）に応じた基本報酬を設定

(参考) 集合住宅へのサービス提供の場合の減算 (現状)

	減算の内容	対象となる利用者	その他の条件
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 夜間対応型訪問介護	10%減算	・ <u>事業所と同一建物</u>（<u>養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、ス付き高齢者向け住宅、旧高専賃に限る</u>）に居住する利用者 ※ 事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的に当該建物の1階部分に事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する場合該当しない。同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が介護事業異なる場合であっても該当する。	・ 事業所と同一建物居住する実利用者の数が30人/月以上
小規模多機能型居宅介護			・ 事業所と同一建物居住する実利用者の数が登録定員の80/100以上
居宅療養管理指導	医師：503 → 452単位 等	・ <u>同一建物居住者</u>。具体的には以下の利用者 ①養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、マンションなどの <u>集合住宅等</u> に入居・入所している複数の利用者 ②小規模多機能型居宅介護（宿泊サービス）、認知症対応型共同生活介護、型サービス（宿泊サービス）などのサービスを受けている複数の利用者	・ 同一日に2人以上利用者を訪問する場合
通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護	94単位/日 減算	・ <u>事業所と同一建物</u>に居住する者又は事業所と同一建物から事業所に通う者 ※ 事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的に当該建物の1階部分に事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する場合該当しない。同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が介護事業異なる場合であっても該当する。	・ やむを得ず送迎が要と認められる利用者の送迎は減算しない
定期巡回・随時対応サービス	<u>減算なし</u>	---	—
複合型サービス	<u>減算なし</u>	---	—